第21回「多様な勤務形態に関する研究会」議事概要

1 日 時: 平成17年6月28日(火)15:00~17:00

2 場 所: 人事院第二特別会議室(3階)

3 出席者

〈委員〉(敬称略、座長以外は五十音順)

佐藤 博樹 (座長) 、稲葉 康生、奥谷 禮子、

武石 恵美子、龍井 葉二、藤井 龍子

4 議事内容

第 20 回研究会の議論を踏まえて事務局が作成した最終報告案について意見交換を行った。

5 意見交換の概要

〈**「はじめに」**について〉

○「はじめに」がさらっと書かれているが、研究会として検討した結果、最終的に 何をしたのかというメッセージが入っていない。検討の結果がこうであるという エッセンスを書く必要がある。

〈「Ⅱ 本研究会における検討の方向」について〉

○ 8頁3「本報告における提言」の「さらに…」の段落は、前回の議論では、ここは大事なので2の「基本的考え方」にも書くということではなかったか。

2②の後ろに③として項目出しするのは不自然なので、構成について書いている部分は「はじめに」の後ろに持っていき、「さらに」の段落を「公務員の働き方を見直す際には、…」で始め、VI同様の見出し(「新たな勤務時間制度が円滑に機能するための条件整備の必要性」)を付けて、新たに3としてはどうか。

〈「Ⅲ 業務遂行上の必要性に関する課題への対応策」について〉

- 10 頁 2 (4) 「勤務時間法の基本的枠組みを見直す」の①に、勤務時間の割振りに関する明確な基準を「整備する」とあるが、これは現行法上勤務時間の割振りについて細かい規定がないことを意味しており、「勤務時間の割振りに関する明確な基準を法的に整備する」と記述した方がいい。
- 10 頁 2 (4) ③最後の 2 行に管理職についての勤務時間管理の記述があるが、

前の部分で何も触れられていないので唐突である。一方、裁量労働制についての記述が消えている。具体的な記述を残しておくと、今後検討する際に意味を持ってくる可能性があるので、「その他、民間における動向を踏まえつつ、<u>裁量労働制や</u>管理職についての勤務時間管理を別扱いとすることの是非などを検討していくことが必要である。」と修文してはどうか。

○ 10 頁 3 (1) 本文は「柔軟に要員を配置<u>すべきである</u>」とし、表題も「合理的な要員配置とする」とした方がいい。

〈「V 超過勤務、長時間勤務の目に見える縮減」について〉

- ○13 頁1 (2) の書き方では、背景を知らない人が読むと、「単に休みの日が増える」と思われてしまう。「週 40 時間勤務は変わらずに、一日の勤務時間が長くなる代わりに休みの日が増える」という趣旨が分かるように、書き方を工夫してほしい。
- ○14 頁 3 (3) の「現実的に」とはどのような趣旨か。「現実に合わせる」という 弱い意味と誤解されかねないので、工夫してほしい。

〈「VI 新たな勤務時間制度が円滑に機能するための条件整備」について〉

- ○15 頁 2 の「勤務時間制度のみでは」は、「勤務時間制度<u>の改革</u>のみでは」に改めるべきである。
- ○15 頁 2 の「効率的な業務運営を行うことが<u>必要であり、そのために必要な措置を</u> 講<u>ずる</u>」は「効率的な業務運営を行うことが<u>必要である。</u>」で終えて、その後は 不要。「また」も「そのため」に改めた方がよい。
- ○15 頁4の見出しは、「定員管理の方法を変更する」ではインパクトがないので、 「定員管理の方法を総時間管理に変更する」と書き込むべきである。

〈資料編について〉

- ○欧米の公務員の勤務時間管理についての資料があれば追加してほしい。
- ○「官庁執務時間並休暇ニ関スル件」を資料に載せてほしいのと、勤務時間法制の 推移についての資料を追加してほしい。

以 上